

写

2 東村山市監査告示第7号

監査結果に対する措置の公表について

令和元年度第2回定期監査の結果報告に対して講じた措置として、令和2年6月15日付（2東経行発第5号）で、東村山市長から別紙のとおり通知がありましたので、地方自治法第199条第14項の規定により公表いたします。

令和2年6月16日

東村山市監査委員	赤	木	盛	一
東村山市監査委員	土	田	士	朗
東村山市監査委員	伊	藤	真	一

写

2 東経行発第 5 号
令和 2 年 6 月 1 5 日

東村山市監査委員 赤 木 盛 一 様
東村山市監査委員 土 田 士 朗 様
東村山市監査委員 伊 藤 真 一 様

東村山市長 渡 部 尚

令和元年度第 2 回定期監査の結果に基づき講じた措置（通知）

令和 2 年 3 月 6 日付 3 1 東監発第 5 3 号により報告のありました件について、下記のとおり措置を講じましたので、地方自治法第 1 9 9 条第 1 4 項の規定により通知します。

記

- 1 措置内容
別紙のとおり

以 上

年 度	監査の種別
令和 元 年度	<input checked="" type="checkbox"/> 定期監査（第2回） <input type="checkbox"/> 財政援助団体等監査 <input type="checkbox"/> 指定管理者監査 <input type="checkbox"/> その他（ ）

部 課	指摘事項	講じた措置内容
会計課	1-1 郵券管理について 郵券受払簿において、一部年度繰越の枚数誤りがあり、所属長による月次の確認がなされていない。会計事務規則に沿った適切な事務処理をなされたい。	1-1 郵券受払簿への未記入や記入間違えのないように課内全職員へ周知を行った。 郵券担当者が毎月末日に郵券受払簿を確認し、係長が郵券の使用が適正か確認をして会計管理者へ提出するよう、また会計管理者は月末に提出を求めるチェック体制を徹底した。
地域創生部 産業振興課	2-1 郵券管理について 郵券管理において、一部枚数誤りがあり、所属長による月次の確認がなされていない。会計事務規則に沿った適切な事務処理をなされたい。 2-2 契約関係書類について 契約執行伺、見積経過調書において、日付の誤りがあった。契約事務規則に沿った適切な事務処理をなされたい。	2-1 郵券使用時に複数人で枚数確認を行い、郵券管理簿に記載するとともに、例月の所属長確認・押印を確実にすることとした。 2-2 契約事務規則に沿った事務処理を確実に行うとともに、複数体制で書類のチェックを実施することとした。
地域創生部 市民スポーツ課	3-1 公印管理について 公印使用簿の備え付けがなされていない。公印規則に基づき整備され、適切に管理されたい。 3-2 事業者管理について 庁用車管理台帳や運転日誌において、履歴などの記入が一部なされていない。庁用車管理運用規程に沿って適切に管理されたい。	3-1 所有している公印の種別ごとの使用簿を作成し、公印使用時には必ず記入するよう徹底した。 3-2 東村山市庁用車管理運用規程に基づき、過去の資料を基に履歴等について、第1号及び第2号様式について修正した。 今後については、車検や修繕等が発生した場合、その都度履歴を更新し、常に最新のデータを台帳で保管するとともに、管理者によるチェックを徹底することとした。